

大川市議会第2回定例会会議録

令和元年6月17日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 溝 上 希

4. 付議事件

- 1. 開 会 の 宣 告
- 1. 会 期 の 決 定
- 1. 諸 般 の 報 告
- 1. 議 案 の 上 程

報告第1号 平成30年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに平成31年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について

報告第2号 平成30年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について

報告第3号 平成30年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について

報告第4号 平成30年度大川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告について

議案第4号 専決処分の承認について（平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）

議案第5号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第6号 大川市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

議案第7号 大川市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第8号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第10号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第12号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 大川市用排水路管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 平成31年度大川市一般会計補正予算

議案第19号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算

議案第20号 財産の取得について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 部 議 案 質 疑

(報告第1号～第4号)

1. 一 部 議 案 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第4号、第20号)

1. 大川市選挙管理委員の選挙

1. 大川市選挙管理委員補充員の選挙

午前9時30分 開会

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。アジサイの花の美しい季節となりました。

各位の御参集、感謝申し上げます。

ここで御報告申し上げます。平木議員からおくれるとの連絡がっておりますので、御報告申し上げます。

それでは、出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回大川市議会定例会を開会いたします。

これから直ちに会議を開きます。

まず、会期決定の件を議題といたします。

本定例会に付議事件として市長から送付を受けております案件は、報告第1号 平成30年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに平成31年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてなど21件であります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、付議事件及び諸般の関係から勘案いたしまして、本日から6月28日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月28日までの12日間と決定いたしました。

なお、本会期中における議事日程については、さきに配付いたしました日程表のとおりにいたしたいと思っておりますので、さよう御承知の上、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、これから日程に従い、諸般の報告を行います。

まず、例月出納検査結果並びに定期監査について監査委員から報告があつておりますので、御報告申し上げます。

なお、これらの内容につきましてはお手元にその写しを配付しておりますので、それにより御承知のほどをお願いいたします。

次に、去る6月11日、東京国際フォーラムにおいて開催されました第95回全国市議会議長会定期総会に出席をいたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

本総会に提出されました議案は、各部会提出議案27件と会長より提出されました議案5件でございました。

その主なものは、部会提出議案として、東日本大震災及び平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興と原子力発電所事故災害への対応に向けた国の支援等を強く求める要望、次に、幼児教育・保育の無償化に伴う保育人材の安定的な確保や処遇改善への支援を求める要望、全国各地の産業・経済の発展と生活文化の向上を図り、多極分散型の国土形成促進のため、新幹線や高規格幹線道路等の整備促進を求める要望などでありました。

また、会長提出議案として、多様な人材の市議会への参画促進に関する決議、地方創生・

地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に関する決議、防災・減災対策の充実強化に関する決議に加え、令和の時代への御代がわりに伴い、天皇陛下御即位に当たっての賀詩決議も行われました。

議長会といたしましては、いずれも多く地方自治体が課題としている重要な案件ばかりでありますことから、満場一致をもってこれらを採択し、関係機関に対し、強力な実行行動を展開することに決定したところであります。

なお、本総会において、永年勤続議員に対する表彰が行われました。本市議会からは、20年以上の永年勤続議員として、私が表彰を受けましたので、この際、御報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 9 時 34 分 休憩

午前 9 時 50 分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長から議案21件の送付がなされ、これを受理いたしました。

議案の朗読を省略し、報告第1号 平成30年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに平成31年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告についてから議案第20号 財産の取得についてまでの案件21件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。

本日ここに、令和元年第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも御多端な中にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は21件であります。その内訳は、報告4件、条例議案13件、予算議案3件、その他1件であります。

まず、報告第1号 平成30年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに平成31年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について御説明

申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、筑後川昇開橋観光財団の経営状況に関し報告するものでありまして、同財団の経営状況を説明する書類として、平成30年度事業報告及び決算並びに平成31年度事業計画及び収支予算等に関する書類を提出しているものであります。

次に、報告第2号 平成30年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告につきましては、統合中学校施設建設事業に要する経費につきまして、平成30年度の継続費通次繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 平成30年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告につきましては、保育所等整備事業費補助金、小学校空調設備設置事業、漁港施設災害復旧事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終わることができなかつたため、平成31年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 平成30年度大川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告につきましては、漁港施設災害復旧事業に要する経費につきまして、年度内に支出を終わることができなかつたため、平成31年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次に、議案第4号 専決処分承認について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年度大川市国民健康保険事業特別会計決算において、歳入不足を生じることとなり、繰上充用をもって補填する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第5号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、令和元年10月1日から消費税率が引き上げられることに伴い、公共施設の使用料等に消費税相当額を転嫁するため、関係条例の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第6号 大川市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、公共用地を先行取得し、事業の円滑な執行を図ることを目的として設置された土地開発基金について、今日までの社会情勢の変化とともに、公共用地を先行取得する必要性が薄れ、今後も基金を活用することが見込めないことから、当該基金を廃止しようとするものであります。

次に、議案第7号 大川市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が本年4月1日に施行され、今年度より森林環境譲与税が譲与されることに伴い、これを基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策の費用に充てるため、条例の制定を行おうとするものであります。

次に、議案第8号 大川市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、来年4月の統合中学校開校に伴い、廃校となる大川市立三又中学校の跡地に大川市立三又小学校を移転するため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第9号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、家庭的保育事業者等による連携施設の確保等に関する要件が緩和されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第10号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、放課後児童支援員の資格要件が変更されたため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第11号 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税率の引き上げ及び八女西部広域事務組合等のごみ処理手数料の状況を踏まえ、資源ごみの高度分別化及び燃やせるごみの減量化を促進するため、一般廃棄物処理手数料について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第12号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により、所得の低い第1号被保険者の保険料について減額賦課をする場合

に減じる割合が拡大されたため所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第13号 大川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第15号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案につきましては、消費税率の引き上げ及び道路等における占用物件に係る占用料の適正化を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第16号 大川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第17号 大川市水道給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、両議案とも消費税率の引き上げ及び関係法令の一部改正等に伴い、下水道使用料及び水道料金等に消費税相当額を転嫁するなどの所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第18号 平成31年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正をお願いするものであり、まず、歳入歳出予算の補正からその概要を御説明申し上げます。

総務費につきましては、財政調整基金積立金12,704千円、森林環境譲与税基金積立金365千円を計上いたしております。

民生費につきましては、介護保険低所得者保険料軽減繰出金19,924千円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業に要する経費1,363千円を計上いたしております。

商工費につきましては、森林環境譲与税を活用した地域木材活用促進事業費補助金1,000千円を計上いたしております。

教育費につきましては、小学校における基礎学力の定着を図る実践研究に要する経費200千円、三又小学校移転改修工事設計業務委託料40,000千円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は75,556千円となったところでありますが、これが財源としたしましては、歳出に見合う地方譲与税、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、地方債の補正につきましては、小学校施設整備事業に係る限度額の変更をお願いするものであります。

次に、議案第19号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正をお願いするものであり、歳入について、第1号被保険者保険料を減額し、介護保険低所得者保険料軽減繰入金を増額しようとするものでありま

す。

次に、議案第20号 財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、統合中学校であります大川桐英中学校並びに大川桐薫中学校の設置に伴う生徒用机、椅子の取得に関するものでありまして、統合中学校木製机、椅子購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、報告第1号 平成30年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業報告及び決算並びに平成31年度公益財団法人筑後川昇開橋観光財団事業計画及び予算等の報告について、報告第2号 平成30年度大川市一般会計予算継続費繰越計算書報告について、報告第3号 平成30年度大川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告について、報告第4号 平成30年度大川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書報告について、議案第4号 専決処分の承認について（平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）、議案第20号 財産の取得について、以上6件については委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、報告第1号から報告第4号までの4件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりませんので、報告第1号から報告第4号については、以上で御了承のほどお願いいたします。

次に、議案第4号 専決処分の承認について（平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻まで

に質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第4号 専決処分の承認について（平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算）を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は承認されました。

次に、議案第20号 財産の取得についてを議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第20号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、大川市選挙管理委員及び補充員の任期が来る6月29日をもって満了する旨、選挙管理委員長から通知が参りましたので、これから地方自治法第182条の規定により、大川市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

まず、大川市選挙管理委員の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、これから議長において指名いたします。

大川市選挙管理委員に青柳久美子君、宮原満君、高田順慈君、吉川浩二君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました青柳久美子君外3名を大川市選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、青柳久美子君外3名が当選人と決定されました。

次に、大川市選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

次に、この際、お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、これから議長において指名いたします。

大川市選挙管理委員の補充員に松尾寿子君、緒方義正君、古賀辰雄君、古賀幸雄君、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました松尾寿子君外3名を大川市選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、松尾寿子君外3名が当選人と決定されました。

次に、ただいま当選されました補充員の補充順位は、1番古賀幸雄君、2番緒方義正君、3番松尾寿子君、4番古賀辰雄君、以上のとおり定めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。あす6月18日と19日の2日間は議事の都合により休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る6月20日の午前9時から開くことになっておりますので、念のため申し添えておきます。

以上で本日の議事は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時9分 散会